

東区不発弾処理に伴う警戒区域の設定について

名古屋市東区葵一丁目12-23において発見された不発弾を処理するにあたり、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定により、次のとおり警戒区域を設定します。

1 日時

令和6年12月15日（日）9時00分から不発弾処理作業完了まで

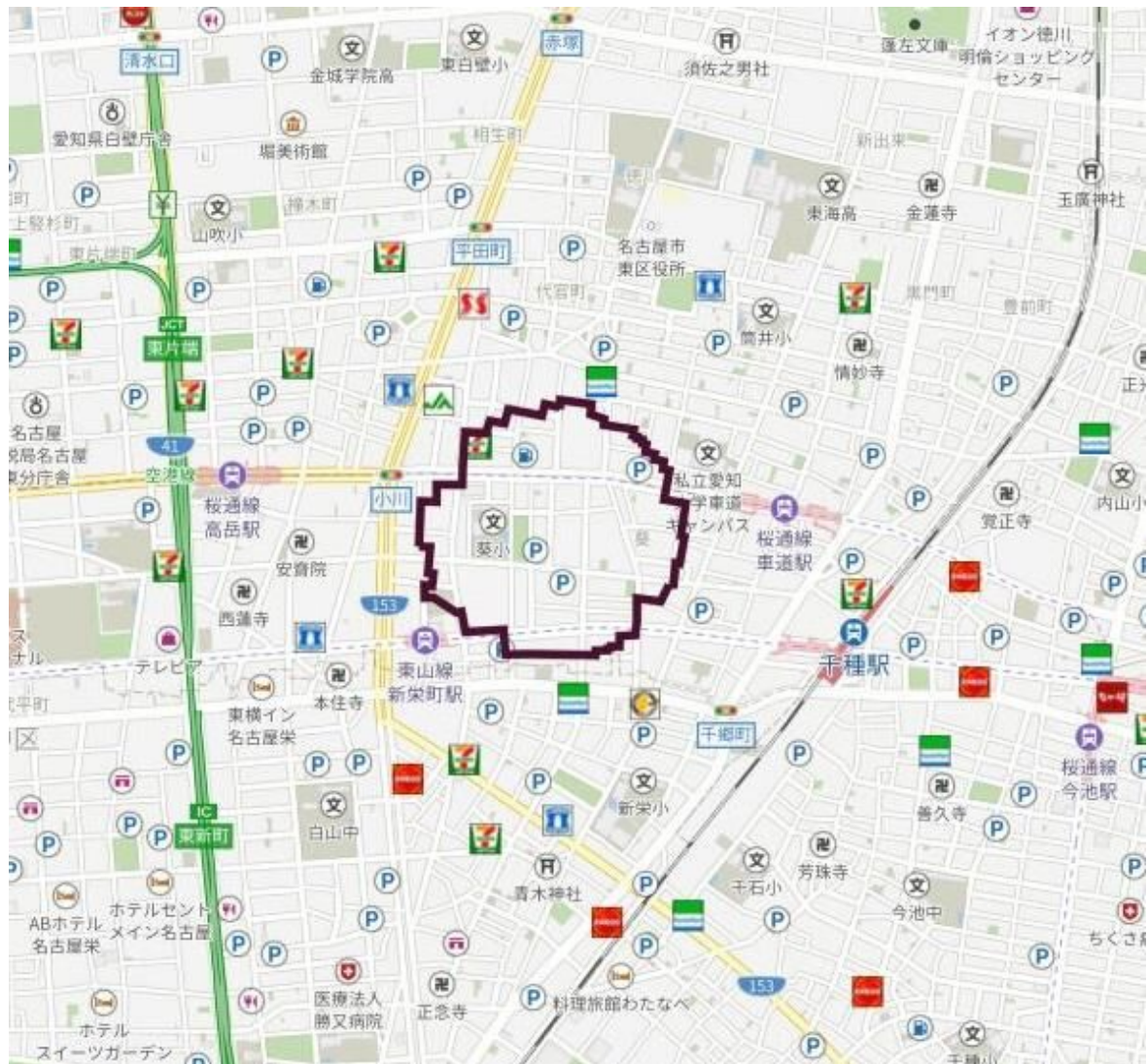
2 警戒区域の範囲

別図のとおり

3 警戒区域内の避難対象学区

東区葵学区、筒井学区の一部

警戒区域図（広域）



警戒区域図 (拡大)

